

# 都市公園内行為許可基準

菊川市都市公園条例及び菊川市都市公園条例施行規則の規定に基づく行為の許可に係る基準は、下記のとおりです。(【】内は菊川市都市公園条例条項)

記

## 1 審査基準及び許可条件

### (1) 共通基準

- ア 公園を損傷し、又は汚損するおそれがないこと。【第8条第1項(1)(2)(3)(4)(5)】
- イ 他の利用者の通常の利用に迷惑や支障を及ぼすおそれがないこと。【第8条第1項(11)】
- ウ 運動公園又は主として運動目的で利用する施設が設置された公園の運動施設以外で、公園の全部又は一部を独占して運動、球技等をおこなわないこと。【第4条、第8条第1項(10)】
- エ 騒音、交通事情等により周辺住民等に迷惑が発生する恐れがないこと。【第8条第1項(11)】
- オ 事故が発生しないよう安全対策を行っていること。【第8条第1項(6)】
- カ 行為内容が公園利用者、地域住民等の理解が得られるものであること。【第8条第1項(11)】
- キ 都市公園の種類、規模、設置目的、利用の実態等に適合するものであること。【第8条第1項(11)】
- ク 周辺道路の渋滞や駐車場不足が想定される場合、その対策がとられていること。【第8条第1項(11)】
- ケ 市が指定している場所以外で、火気を使用しないこと。【第8条第1項(6)】

### (2) 個別基準

#### ア 物品を販売し、又は頒布する場合

- (ア) 物品の内容及び種類が都市公園内での販売として不適当な内容でないこと。【第6条第4項】
- イ 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する場合

- (ア) 公共性又は公益性に欠け、参加者等を不当に制限する催し物でないこと。【第6条第4項】
- (イ) 専ら営利を目的とした催しでないこと。【第6条第4項】

#### ウ 業として写真の撮影、映画の撮影その他これらに類する行為をする場合

- (ア) 都市公園で行われる写真又は映画等の撮影として不適当な内容でないこと。【第6条第4項】

#### エ 募金、署名運動その他これらに類する行為をする場合

- (ア) 他の利用者の公園利用に、支障をきたさない箇所及び方法で行われるものであること。【第6条第4項】
- (イ) 募金は公共公益目的で行うものであること。【第6条第4項】

### (3) 許可条件の付与

上記基準を満たしている他、行為の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付して許可事務を行う【第6条第5項】

## 2 行為許可に係る料金について

原則として使用料は前納とする。

「物品を販売し、又は頒布する場合」は【菊川市道路占用料等徴収条例】により、「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用する場合」及び「業として写真の撮影、映画の撮影その他これらに類する行為をする場合」は【菊川市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例】によって使用料金を定める。

ただし、「募金、署名運動その他これらに類する行為をする場合」及び公共団体や地域自治会等による地域振興目的や公益性のある行事を開催する場合で、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収しないときは、使用料の徴収を減免する。この場合において、営利目的の行為を伴う行事については、その営利目的の行為面積について減免としない。

## 3 標準処理期間

行為申請については、使用したい期日の3カ月前から申請可能とする。

行為許可申請者は申請書の提出に先だって来課又は電話のうえ、事前相談を行うものとする。原則として、事前相談は使用したい期日より1カ月前までに行うこと。

行為許可の処理期間は、審査に必要な全ての書類の提出があった日の翌開庁日から起算して5日とする（土日祝日は除く）。ただし、当該申請の補正を求めた場合において、当該補正をするために要する期間は含まない。

## 4 その他

- (1) 「自由使用（広場や遊具で遊ぶ、散歩をする、ピクニック等）」は許可を要しない。独占利用を伴う場合やイベント利用の場合に本規定を適用する。
- (2) 許可について使用日時が重なった場合は、受付順位により決定するものとする。また、同一公園における2週連続での行為許可申請については、自由利用の制限が極端にかかる場合は受付順位の早い行為のみ許可をする。
- (3) 都市公園の目的外使用（駐車場としての使用など）については、「菊川市行政財産の目的外使用許可事務の運用基準」に則る。
- (4) 上記の許可基準実施日は、令和6年4月1日からとする。

各種申請書（菊川市都市公園条例施行規則）

- ・都市公園内行為許可申請書（様式第1号）
- ・〇〇都市公園〇〇施設使用減免承認申請書（様式第18号）

申請時提出書類

- ・都市公園内行為許可申請書（様式第1号）
- ・平面図（利用範囲がわかるもの）
- ・仮設工作物等を設置する場合は図面や仕様書
- ・利用内容のわかるパンフレットやチラシ等
- ・その他市長が必要と認める書類
- ・〇〇都市公園〇〇施設使用減免承認申請書（様式第18号）※使用料金の減免申請をする場合